

A woman with dark hair tied back, wearing a light blue blazer, is seen from the side, looking down at a set of stone stairs. Her hand is resting on her hip. The background is a soft-focus outdoor scene with trees and a path.

イントロダクション： ウクライナ難民に対する 日本政府の対応について

 認定NPO法人 Japan Association for Refugees
難民支援協会

支援事業部マネージャー
新島彩子

イントロダクション

1. ウクライナ難民への対応の経緯と概要
2. 日本における難民受け入れの枠組み
3. 問題提起

2022年3月2日

ウクライナ難民の 受け入れ表明

「岸田文雄首相は2日、ロシアによる軍事侵攻で
ウクライナから第三国に逃れた避難民の一部を
受け入れる考えを表明・・・

「まずは親族や知人が日本にいる人々について
受け入れることを想定している。

それにとどまらず、人道的な観点から
対応していく」

と語った。」

(2022年3月2日時事通信)



1. ウクライナ難民への対応の経緯

2/24 ロシアによる軍事侵攻

3/2 岸田首相によるウクライナ難民の受け入れ表明

3/11 日本に在留しているウクライナの方への対応 [\(入管庁HP\)](#)

「帰国に不安を抱く在留ウクライナ人の方々について、引き続き日本国内に留まることができるよう、**在留許可の判断を適切に行っていきます**。退去強制令書が発付されている方についても、**御本人の意思に反して送還することはありません**」

3/15 避難を目的として日本に入国したウクライナの方への対応 [\(入管庁HP\)](#)

「避難を目的としてウクライナから日本に「短期滞在」の在留資格で入国したウクライナの方が、本邦滞在を希望される場合、**就労可能な「特定活動（１年）」の在留資格への変更許可申請**を受け付けることとしました」

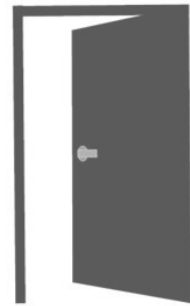
3/16 「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置。査証審査・発給の迅速化

「避難民、身元保証なしも入国許可 [\(3/15 共同通信\)](#)」

4/5 政府専用機にて20人が避難

1. ウクライナ難民への支援概要

- ウクライナ避難民への支援内容（身元引受人がいない場合）（4/11発表）

一時滞在施設	生活費 (日額)	住居支援	その他	
 滞在中	1,000円	国が提供	食事・医療費・日本語教育費などは 国が別途実費を負担	
 退所後	2,400円	受入自治体や 民間が提供	医療費・日本語教育費 など必要に応じて 国が実費を負担。	退所時に、一時金 として16万円を 支給

- 660人以上を受け入れ (4/17時点／NHK)

2. 日本における難民受け入れの枠組み

	対象	受け入れの形態	人数* (2020年まで)
1978年	インドシナ難民受け入れ開始	政策（閣議了解）による受け入れ	11,319人
1981年	難民条約加入 →個別難民審査開始（1982年）	法律（入管法改正）による受け入れ	841人
2010年	第三国定住難民受け入れ開始	政策（閣議了解）による受け入れ	194人
2017年	シリア難民留学生受け入れ開始	国（JICA等）や民間による、 「難民」以外の難民受け入れ	95人

* 全難連統計資料、入管庁発表資料より

2. 日本における難民受け入れの枠組み

	難民認定手続			第三国定住
	条約難民	人道配慮による在留許可	難民申請者	
人数 (2020年)	47人	44人	3,936人	0人
在留資格	定住者5年	特定活動1年 (例外あり)	特定活動（最長6月）又は なし（収容・仮放免等）	定住者5年
就労	○	○	不可の場合あり	○
国民健康保険	○	○	不可の場合あり	○
生活保障	定住支援プログラム (日本語教育、生活 ガイダンス、就業支援、 生活援助費等) (半年又は1年)	×	不可の場合あり	定住支援プログラム (日本語教育、生活 ガイダンス、就業支援、 生活援助費等) (半年)
定住支援		×	×	
家族統合	○*	×	×	家族単位での 来日が基本

* 配偶者と未成年の子どもが対象。 ** 例外的に呼び寄せが認められた事例あり。

2. 日本における難民受け入れの枠組み －出身国ごとの対応－

ミャンマー （本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置）

- **2021年5月28日開始。2022年4月15日改訂。**「情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人」について、**特定活動1年（就労可）又は特定活動6月（週28時間以内の就労可）による在留**を認める。
- 難民申請者については、審査を迅速に実施とされている。生活保障や定住支援に関する対応は取られていない。

アフガニスタン （本国情勢を踏まえたアフガニスタンの方への対応）

- **2022年2月**より、日本政府の支援を受けて入国し、入国時に許可された短期滞在（90日）等の在留期間を超えて滞在を希望するアフガニスタン人について、**身元保証人による支援等を条件として、特定活動1年（就労可）**への在留資格変更申請を受け付ける措置が実施されている。
- 対象者への支援に関する方針は示されていない。

シリア （「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」によって受け入れられた留学生及びその家族への対応）

- 卒業後の就職先が決まらなかったとしても、**特定活動**の在留資格を付与（2019年8月6日在留管理課長通知）

3. 問題提起

- ウクライナ「避難民」としての受け入れとされている。難民とは？
- ウクライナ難民への支援を十分と言えるか
 - ウクライナから逃れる当事者にとっての迅速な対応と言えるか。
 - 悲惨な経験をされて日本に逃れてきた方々に必要な支援はなにか。
 - 日本での長期的な生活の見通しを立てるための支援や法的地位が与えられているか。
 - 庇護へのアクセスは確保されているか。
- 既存の難民受け入れにおける対応や支援策との違いはなにか
- 難民を受け入れるにはなにが必要なのか

